

不当廉売関税にかかる 迂回防止について

令和7年5月14日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

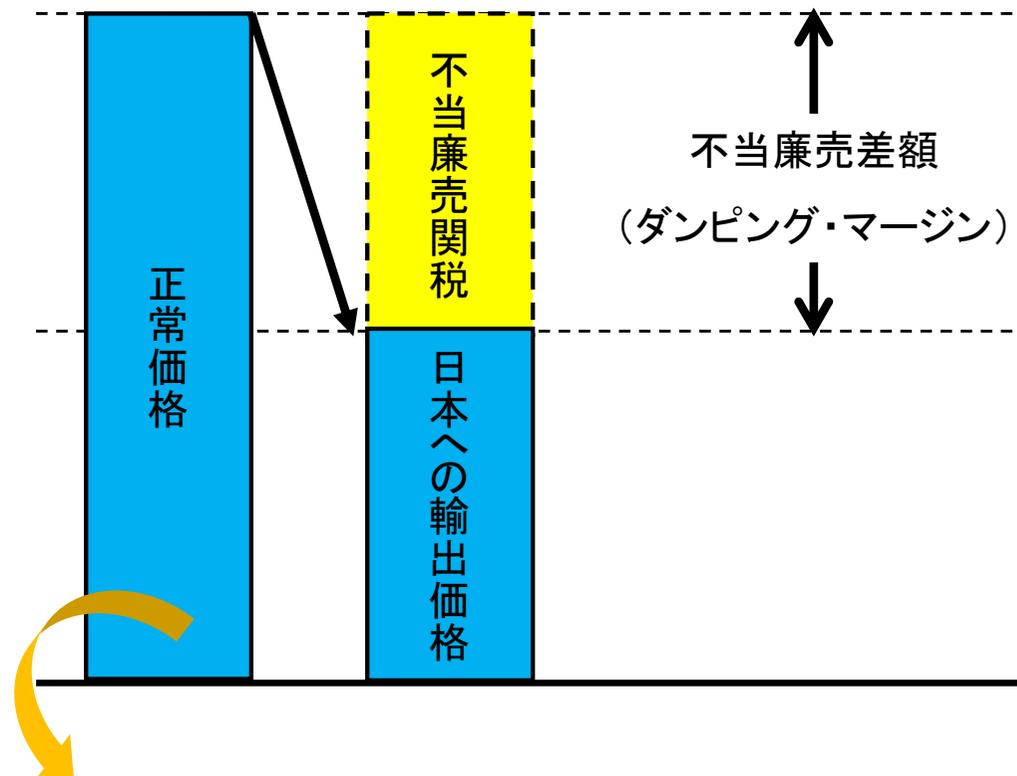
不当廉売関税制度について（関税定率法第8条）

- 不当廉売関税とは、不当廉売（ダンピング）された輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する本邦の産業を保護するために課す割増関税であり、WTOルール上、各国に認められている制度。
- 課税要件が満たされるときは、**対象国・対象産品等を指定**して、不当廉売差額（ダンピング・マージン）の範囲内で割増関税を課することができる。

課税要件

- ① 不当廉売された貨物の輸入の事実
- ② 当該輸入が不当廉売された貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に与える実質的な損害等の事実
- ③ 本邦の産業を保護する必要性

※ 上記①及び②の事実の有無を調査し、
③を総合的に勘案したうえで、
課税の可否を判断



1. (原則)輸出国での国内販売価格、
2. 第三国輸出価格、又は 3. 構成価格

課題

不当廉売関税は、対象国・対象産品等を指定して課税されること、不当廉売関税の課税命令に服すべき者が課税を免れるため、課税命令が示す課税範囲から形式的に外れるようにする（＝貨物の「供給国」・「品目」を変える）ものの、実質的には課税命令前と同等の商業行為を行う、いわゆる「迂回」の問題が存在。

経済産業省より、不当廉売関税に係る迂回防止制度の創設が要望され、
当審議会（令和6年11月26日）において議論。

関税・外国為替等審議会答申（令和6年12月20日）

Ⅲ．引き続き検討すべき事項

1．不当廉売関税に係る迂回防止制度

不当廉売関税に係る迂回防止制度の創設については、不当廉売関税制度の実効性を高める意義が認められることから、早期に実現する必要がある。他方、制度設計に当たっては、制度創設の必要性・期待される効果等や制度設計の妥当性・合理性及びW T O協定整合性の確保をはじめとする事項の精査・検討を十分に行い、有識者や関係者等の意見も踏まえ、実効性のある制度を創設することが重要である。こうしたことを踏まえ、早期の制度創設を念頭に、引き続き精査・検討を継続することが適当である。